

第 9 号議案

ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 14 条第 2 項第 14 号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 20 条第 1 項において「配偶者等」という。）」を、「をいう」の次に「。以下次条第 1 項において同じ」を加える。

第 19 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 20 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 21 条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後のふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、子の看護休暇の対象の拡大等をするため、ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。